

令和4年8月2日

役員・支部理事 各位

松戸市剣道連盟
会長 山田 常基
(公印省略)

一級及び初段～三段審査の越境受審について

本日、標記の件につきまして、千剣連第41号にて下記内容の通達がありましたので通知いたします。

【審査を受審するに当たっての確認事項】

1. 加盟している地区連盟で受審すること。原則、越境での受審は認めない。
事例を確認した場合は級・段位は取消しとする。

例 8月A地区受審（不合格）、同月B地区受審（合格）となった場合は合格を取り消します。
2. 中学生・高校生に関しては加盟している地区連盟もしくは、現住所のある地区連盟での受審は可。（その場合は1地区連盟の受審に限る。加盟においては4月～3月の年度内年間の加盟とする。）
※各地区連盟管轄市町村以外の住所で申込をした場合は要確認
3. 何らかの事情で加盟地区での審査を受審出来ない場合は、地区連盟を通じて千剣連に問い合わせをする。
やむをえず越境審査を認める場合は、地区連盟同士の会長の許可を取り、その内容を越境審査させる側の地区連盟が、文書で千剣連へ報告する。

(問い合わせ先) 松剣連事務局長 山室 武
携帯 090-6036-4099